平成24年第2回臨時会

市議会会議録

平成24年10月9日 (開会) 平成24年10月9日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平

成

 \equiv

+

兀

年

第

二 回

臨

時

슾

会議

録

平成

二 十

四年

十月

垂

水

市

議

会

第2回臨時会会議録目次

第1号(10月9日)(火曜日)

1.	開	숲	4
1.	開	議	4
1.	会議録	署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.	会期の	决定	4
1.	諸般の	報告	4
1.	議案第	567号・議案第68号 一括上程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	説明、	休憩、全協、質疑、投票、報告	
	議案第	567号(否決)・議案第68号(同意)	
1.	閉	<u>숙</u>	13

平成24年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内容
1 () • 9	火	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、 議案等上程(報告、説明、質疑、表決)、垂水市農業委員会委員 の選任に伴う委員の議会推薦について、閉会

2. 付議事件

件 名

議案第67号 垂水市教育委員会委員の任命について 議案第68号 垂水市教育委員会委員の任命について 平成24年第2回臨時会

会 議 録

第 1 日 平成 2 4 年 1 0 月 9 日

本会議第1号(10月9日)(火曜)

出席議員	16名	, I							
	1番	Щ	越	信	男	9番 北 カ	5 月	貞	明
	2番	堀	内	貴	志	10番 池 山	山倉	節	夫
	3番	大	薗	藤	幸	11番 森	Ī	E	勝
	4番	感王	寺	耕	造	12番 川 原	ī j	幸	志
	5番	池之	上		誠	13番 宮 迫	<u>当</u>	泰	倫
	6番	堀	添	國	尚	14番 徳 留	₽ ≢	丰	治
	7番	田	平	輝	也	15番 篠 原		諍	則
	8番	持	留	良	_	16番 川 炊	田 三	Ξ.	郎
欠席議員	0 :	名							
地方自治法	三第121	条によ	こると	出席者	首				
市	長	尾	脇	雅	弥	水産課長岩	元	悦	郎
副市	長	寺	地	浩	_	商工観光課長 塚	田	光	春
総務	課 長	Щ	口	親	志	土木課長宮	迫	章	$\vec{-}$
企画	課 長	倉	岡	孝	昌	会 計 課 長 脇	:	孝	久
財政	課 長	北	迫	睦	男	水 道 課 長 川井	田	志	郎
税務	課 長	葛	迫	隆	博	監査事務局長 前木	場	強	也
市民	課 長	野	妻	正	美	消防次長野	元	豊	_
市民	相 談								
サービフ	以課長	中	谷	大	潤	教 育 長 肥	後	昌	幸
保健福祉	上課長	白	木	修	文	教育総務課長 川 :	畑	千	歳
生活環境	意課長	森	下	利	行	学校教育課長 牧	:	浩	寿
農林	課 長	池	松		烈	社会教育課長 瀬	角	龍	平
議会事務局	—— 引出席者								
事務		礢	脇	正	道	書記篠り	原	輝	義

書

記

有 馬 英 朗

平成24年10月9日午前10時開会

△開 会

○議長(宮迫泰倫)定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回垂水市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長 (宮迫泰倫) これより、本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長(宮迫泰倫)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、川尻達志議員を指名します。

△会期の決定

○議長(宮迫泰倫) 日程第2、会期の決定を 議題とします。

去る3日、議会運営委員会が開催され、協議 がなされた結果、本臨時会の会期を1日とする ことに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△諸般の報告

○議長(宮迫泰倫)日程第3、諸般の報告を 行います。

この際、市長の報告を行います。

「市長尾脇雅弥登壇〕

〇市長(尾脇雅弥)皆さん、おはようございます。

垂水市物産に関する海外視察の報告をさせていただきます。

まず初めに、ベトナム・中国香港特別行政区

の訪問について、御報告をいたします。

8月18日から22日までの5日間、垂水市漁協の要請を受けて、中馬組合長、迫田営業部長とともに、ベトナム並びに香港を訪問をいたしました。訪問目的は、垂水カンパチフェアの開催、及び今後の商談を成功に導くための情報収集と人的交流を主とするものでございました。

8月18日、ベトナム到着後、夕方からは霧島 市出身の中吉修二氏の経営の飲食店に、カンパ チフェアの打ち合わせを行いました。

8月19日には早朝より、鮮魚その他の食品関係市場の視察を行い、午後より、フェア細部についての打ち合わせを行いました。夜は、日本人経営のすしバーで開催のカンパチフェアに約50名の出席をいただき、刺身やしゃぶしゃぶ、握りを食していただき、カンパチのおいしさと日本の食文化をPRいたしました。

カンパチフェアには、在ホーチミン日本国総 領事館菊池正専門調査員を初め、現地で御活躍 の日本人の方々と意見交換をして、今後の支援・ 協力をお願いいたしました。

8月20日は、日本に向け人材の教育・派遣を 行うエリート外国語学院を訪問し、将来の研修 生受け入れについて学校側から説明を受けまし たが、在校生はみな、日本人以上に礼儀正しく、 仕事に対する意欲の高さを感じました。

8月21日は香港に移動し、垂水のカンパチを 店頭販売している香港シティスーパーで鮮魚売 り場を視察し、売り場担当者の皆様と垂水カン パチ販路拡充について広く意見交換を行いまし た。

今回のベトナム・香港視察では、東南アジア 地域のバイタリティーと活況、並びに将来性を 直接肌で感じることができました。特に、ベト ナムについては、日本の高度成長期を感じ、今 後の富裕層の増加に伴う巨大なマーケットの出 現を実感をいたしました。

帰国後の成果といたしまして、垂水漁協に対

し、1社から今後毎月約400キログラム相当のフィレなどの注文があり、もう1社とも現在受注 交渉中でございますとの報告をいただいており ます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思い ます。

中国マカオ特別行政区の訪問について、御報 告をいたします。

9月20日から23日までの4日間、垂水市漁協の要請を受けて、中馬組合長、迫田営業部長とともにマカオを訪問いたしました。

訪問目的は、垂水カンパチの展示会及び今後 の商談を成功に導くための情報収集と人的交流 を主とするものでございました。

9月20日の夕方、マカオ到着後、翌日から3日間の予定で開催される中国政府主催の輸入食材展示会関係者との歓迎食事会が行われ、イベント内容等について懇談をいたしました。

9月21日は午前より、中国政府主催の輸入食材展示会で関係業者の方々に垂水カンパチの広報を行いました。また、夜には、マカオ最大の食品グループ会長のイエ・シャオ・ウェン(葉紹文)氏、また台湾の貿易会社社長のワン・ジョンソン(黄崇嘉)氏とカンパチ販路拡大について意見交換を行いましたが、冒頭で葉氏は、尖閣諸島の問題がある中での訪問について深い謝意を述べられました。

意見交換では、葉氏が本年3月に来垂した際に味わった垂水カンパチのおいしさについて話されましたが、マカオでは味が最優先で、最大のセールスポイントであることを強調されました。また、同時に、中国ではお互いに何回も会い、信頼を構築することが何より大切との意見を幾度となく話をされました。

9月22日は午前より、前日に引き続き、中国 政府主催の輸入食材展示会で垂水カンパチの広 報を行いました。昼には、葉氏が多忙な中を会 場に来られましたが、このたびの訪問、再会の 意義について改めて謝意を述べられました。

今回のマカオ視察では、意見交換の内容はもちろんのこと、お互いに何回も会い、信頼を構築することが何より優先すること、また、販路開拓の方法として、主購買者であるカジノの客はほとんど巨大なホテルに泊まり、ホテル内の飲食店を利用するため、ホテルへの直接交渉が不可避であることを再認識いたしました。

なお、今回の輸入食材の展示会は3日間で約10万人の来場者があり、盛況でしたが、マカオでは毎年同様の展示会が開催されるとのことでございます。

帰国後の成果といたしまして、垂水漁協とマカオの会社1社との間で現在受注交渉中ですと報告を受けております。

最後に、9ページをお開きください。

米国訪問について、御報告をいたします。

9月26日から30日までの5日間、牛根漁協の要請を受けて、福島水産課係長、清水牛根漁協総務課長、助川グローバル・オーシャン・ワークス株式会社海外開発推進室長、同増永加工2課課長代理とともに米国を訪問いたしました。

訪問目的は、牛根ブリ販路拡大のための商談、及びブリ・カンパチの魚類、その他のキヌサヤ・インゲン・豚・温泉水・焼酎など、本市を代表する一次産品にかかわる情報収集並びに人的交流を主とするものでございました。

米国到着の現地時間9月26日は、午後より、 最初の訪問地ロサンゼルス市にある牛根ブリ輸 入業者の米国西本貿易株式会社を訪問し、西地 区統括区長兼ロサンゼルス支店長の橋本仁志氏 と意見交換を行い、以下の意見をいただきまし た。

基本的なこととして、米国では、ブリのことを最初に紹介されたときの呼称であるハマチと呼ぶ。我々も米国内でハマチと表現をしている。会社として、ハマチなどの商品を取引する際、最も重視する点が、適切な価格・質の高さ・安

定した供給量の3点で、この条件を満たせば、 幾らでも販路拡大できる。牛根産のハマチについては、養殖の技術・魚質の面で最高ランクに位置づけし、他地域のものより一日の長があると認識をしている。最高品質として販売しているため、プレミアム価格に見合うよう今後も高品質を維持していただきたい。

最近、メキシコのハマチ業者が力をつけ、アメリカの業者と連携をしている。今までの日本のどこと商売するかという形から、今後は日本対メキシコを初めとする諸外国という形になると考えている。養殖技術は日本が進んでいるが、メキシコがその技術を習得すれば、陸続きで商売できる。日本の魚を売りたい気持ちが強い自社としては怖い部分がある。自社は、審査基準は厳しいが、自社がある程度の利益を得ながら、市場価格としてマッチしたハマチであれば、どしどし多くの量をいただきたい。

今回の市長との懇談で、ハマチやカンパチのほか、焼酎・温泉水・豚・インゲン・キヌサヤなど農産品が垂水市は豊富なことが認識できた。機会があれば1度訪問させていただきたい。酒類は年に1度試飲会を行っており、鹿児島からる。日本食の定着もあり、酒・焼酎は今後も需要が見込めるのではないかと考えている。市長がするとではな中を来社していただいたことに感謝する。世な中を来社していただいたことに感謝する。通常は多忙なため対応ができないが、今回は、みずから市長が来られるということで、多ずから応対させていただいた。自治体の長と直接懇談できたことは非常に意義深い。牛根産のハマチを垂水ブランドとして垂水市が漁協と一体で推奨していることを強く実感できた。

以上、橋本支店長には多忙な中、予定の時間 を超えて、今後の販路拡大を見据える上での貴 重な御意見をいただきました。

また、意見交換後、支店長みずからの案内で 7,000品目もの商品が保管されている広大な倉庫 を視察いたしました。以前は1万2,000品目の商品が保管されていたとのことで、商品の淘汰が行われている現場を見、商品選別の厳しい現実を実感させられた思いでございました。

9月27日は午前中、米国における魚類の入荷 状況を確認するため、ロサンゼルス市内にある 日系の水産会社、インターナショナルマリーン 社を訪問し、社長のジョニー・クサヤナギ氏と 意見交換を行い、以下の意見をいただきました。

魚市場での研修システムを確立したいという 市長の意見は賛成。市場の仕事は大変だが、充 実もしている。言葉を気にせず、どんどん渡米 していただきたい。米国人も最初から日本人に 完璧な英語は求めない。米国人は日本人から技 術や勤勉さを学びたいと思っており、お互いに 得るものは大きいと思う。ハワイ・メキシコの 業者は市場をたびたび訪問する。日本から距離 的な問題もあるが、今回のような形で直接協議 できれば、有意義な意見交換ができる。市長の 来訪は信頼構築という点で非常に重要。国や県 レベルの職員訪問はあるが、市町村レベルの首 長訪問はまれ。積極的な姿勢を評価するととも に、視察の効果を行政活動に十分生かしていた だきたい。米国では肥満が社会問題になってお り、医療費抑制のため国も本腰を入れている。 たんぱく質の摂取は肉より魚という風潮で、魚 には追い風。米国人は、日本人を初めアジア人 がスリムで健康ということに、国、個人問わず 強い興味を持っており、以前からの日本食ブー ムが加速している。メキシコ・ハワイ沖産のカ ンパチは日本より2割、3割安い。また、最近 は以前に比べ、質も向上している。ハワイは一 年中水温が一定のため、魚質に変化が少ない。 今、オーストラリア・メキシコのヒラマサも入 荷がある。日本人は、今後、こちらの市場を逐 一知るということが重要。どういうものがどう いう価格で流通しているかを、日本のものは質 がいいという先入観を捨てて、アメリカの相場・

為替に常に注視し、どのような状況でも対応できるオールマイティーな商品づくりを目指していただきたい。

以上、クサヤナギ社長には早朝の繁忙期に、 米国における魚類の入荷状況について貴重な御 意見をいただきました。数多くの魚が次々に入 荷する現場を見て、改めて魚の需要の多さを実 感させられた思いでございました。

午後からは飛行機で次の訪問地であるサンフランシスコに移動し、夕方からサンマテオで、現地鹿児島県人会代表でスーパー摺木社長の摺木修二氏及び稲盛塾現地代表の山下英幸氏と夕食を交え意見交換を行い、以下の意見をいただきました。

米国在住の日本人は、常に日本のことを思い、日本の食を欲している。鹿児島県人会も各都市に存在する。日本で思っている以上に焼酎などの情報にも詳しい。今、米国は健康志向、た婚酎を健康食品と位置づければ米国でもっと売れるのに行っても健康の話。健康食の代表として日本食ではないか。今、米国人の問りでも購入でも健康の話。健康食の代表として日本でアップされてきている。ブリ・ハマチなどの魚類は自分たちの周りでも購入者値段の高い魚も売れている。ブリ・ハマチと自然の高い魚も売れている。ブリ・ハマチと自然の高い魚も売れている。ブリ・ハマチと自然のおりでも焼酎とのコラボは、米国人に受けるのはないか。

以上、摺木修二氏、山下英幸氏には日本食レストランでの夕食を交え、さまざまな意見をいただきましたが、米国での健康志向の高まりを実感し、健康食として魚・焼酎が米国で今後ますます受け入れられるのではないかとの思いを強くいたしました。

9月28日には午前中、サンフランシスコ市街地で市庁舎・金融街・フィッシャーマンズワーフを視察、午後からは温泉地でもある休止中の火山、ヘレナ山の麓に位置するナパバレーのス

トレッツナーワイナリーの昼食会で、社長のリチャード・ストレッツナー氏、御子息のジャスティン・ストレッツナー氏、及び全日本空輸西海岸地区営業部長工藤氏との意見交換を行い、魚以外の一次産品であるキヌサヤ・インゲン・焼酎・温泉水についての現地での認知度、消費動向等について、以下の意見をいただきました。

キヌサヤ・インゲンは、米国人にはほとんど 認識がなく、一般の小売店では全く取り扱って いないので、初期からの普及活動が必要ではな いか。温泉水については、当地でクリスタルガ イザーという名称でミネラルウォーターとして 流通しているが、米国規模で言うと、温泉は入 るもので、飲むこと自体が信じられないという 認識ではないか。焼酎については、日本食の定 着に伴い、酒とともに米国人に認知されている。 今、米国の話題の中心は健康問題であり、芋焼 酎は製造工程やその材料が自然豊かな食品であ る旨の周知を行えば、米国で流通する可能性が 高いのではないか。焼酎のアルコール度数につ いて、通常の度数、25度ではなく、酒税率が制 限される24度以下の販売を試みてはどうか。焼 酎のサイズについては、一升瓶ではなく、ウイ スキー1瓶などで米国になじみのある720ミリリ ットル、四合瓶などの小さなサイズが受けるの ではないか。キヌサヤ・インゲンについては、 米国で定着しつつある枝豆のように、焼酎のつ まみとして提案してはどうか。米国の東部ボス トンなどでは、毎年、世界的に注目される大き なフードショーが開催をされる。その場で垂水 の物産を紹介してはどうか。1自治体で物産を 紹介するとなると多大なコストがかかる。県と の連携が必要ではないかなど、以上、長時間に わたり、垂水市の物産について貴重な意見をい ただきました。夕方にはサンフランシスコ市街 地に戻り、地元の大型ショッピングセンターの タンフォランショッピングセンターを視察し、 実質3日間に及ぶ米国の視察を終えました。

めくっていただきまして、最後20ページでご ざいますけれども、訪問を終えてということで、 平成24年8月から9月にかけて、ベトナムを皮 切りに香港・マカオ・米国と、カンパチ・ブリ、 その他垂水特産品の市場開拓及び拡大のための トップセールスを行いましたが、今回の訪問で は多くの知恵をいただいて、また多くの貴重な 御意見をいただきました。アジアでは富裕層の 増加に伴う肉食及び魚食の普及、また米国では 肥満が社会問題になる中での肉食から魚食・菜 食への移行と、理由は異なるものの、垂水の産 品を輸出する環境が整いつつある状況を確認で きました。

国内では少子高齢化とともに人口減少が加速 をしていますが、一方で世界は、アジアを中心 に、近い将来、70億から90億人へと人口の増加 が予想されています。今後とも、国内はもとよ り、消費拡大の増加が見込めるマーケットに販 路を求める戦略が必要と再認識をいたしました。

また、今回の訪問では、現地の方と直接お会 いをし、忌憚のない意見を交換することが、お 互いの信頼構築の上で何より有効であることも 再認識をいたしました。

今回の訪問でいただいた貴重な御意見・御提 案は現地に行かなければわからないもの、また 改めて考えさせるものばかりで、今回の訪問は さまざまな意味でまことに有意義なものでござ いました。今回いただいた貴重な御意見・御提 案を今後の行政運営に大いに生かしてまいりた いと存じます。

以上、長くなりましたけれども、海外視察の 報告とさせていただきます。

○議長(宮迫泰倫)以上で、諸般の報告を終 わります。

△議案第67号、議案第68号一括上程 ○議長(宮迫泰倫) 日程第4、議案第67号及び 日程第5、議案第68号の議案2件を一括議題と します。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市教育委員会委員の任命につ いて

議案第68号 垂水市教育委員会委員の任命につ いて

〇議長(宮迫泰倫) 説明を求めます。

○市長(尾脇雅弥)それでは、議案第67号垂 水市教育委員会委員の任命についてを御説明申 し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります肥後 昌幸氏が平成24年10月15日で任期満了となりま すことから、新たに児玉義人氏を任命しようと するもので、地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の 同意を求めるものであります。

任命しようとする児玉義人氏の住所は垂水市 田神40番地、生年月日は昭和21年8月13日であ ります。

なお、任期は4年でございます。

以上で説明を終わりますが、御同意ください ますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第68号垂水市教育委員 会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります中川 原正俊氏が平成24年10月14日で任期満了となり ますことから、新たに田原正人氏を任命しよう とするもので、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会 の同意を求めるものであります。

任命しようとする田原正人氏の住所は、垂水 市本城3,576番地、生年月日は昭和23年1月29日 であります。

なお、任期は4年でございます。

以上で説明を終わりますが、御同意ください ますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(宮迫泰倫)ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員 協議会を開きますので、ただいまの議案を持っ て御参集願います。

午前10時26分休憩

午前10時40分開議

○議長(宮迫泰倫)休憩前に引き続き会議を 開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〇北方貞明議員 皆さんもきのうの新聞を読まれた方も大分おられると思いますけれども、読まれていない方がおられると思いますので、きのうの新聞記事をちょっと読ませていただきます。

「教育委員会の再生、人を得るのが肝心」と いう表題で出ておりました。「中学生の自殺と いじめの関係をめぐり、大津市教育委員会が厳 しく批判されている。なぜ教育委員会が批判さ れるのかといえば、公立学校を経営する責任が 教育委員会にあるからだ。いじめにせよ不登校 にせよ、子供たち、保護者の苦悩を受けとめ、 校長や教職員とともに考え、適切な対応措置を とる立場であるのが教育委員会である。事の真 相はよくわからないが、報道を通じて知る限り、 大津市教育委員会の当事者能力は著しく欠けて いたと、失礼ながら思わざるを得ない。環境と 真摯に向き合うことはできなかったのか。もっ とも、大津市教育委員会だけが例外的に評判が 悪いわけではない。他の地域でも、当事者能力 の欠如を指摘されている教育委員会は少なくな い。ここで教育委員会とは、5人ないし6人の 教育委員で構成されている合議体を言う。その うちの1人が教育長を務めるが、教育長は教育 委員会の事務局長であって、代表ではない。代 表は教育委員長である。ともあれ、この委員た ちこそが教育行政の責任者である」。

「危うい現状」。「教育委員会が当事者能力を欠く原因の1つに、教育委員会などの委員が総じて名誉職に成り下がっていることが挙げられる。例えば大津市のように県庁所在都市であれば、公立小・中学校は50校を下らない。それほどの数の学校を経営する責任者が名誉職でいいはずがない。仮に50の事業所を有する企業の経営者が名誉職だとして、うまく経営が成り立つかどうかを考えてみれば、教育委員会の現状がいかに危ういか、およそ見当がつく」。

「教育委員会をこんなありさまにしている責 任は一体誰にあるのかといえば、それは首長と 議会、それに教育行政の責任者として自覚を持 たないまま就任している当の委員たちである。 まず、教育委員を選任するのは首長である。首 長は教育行政を託すにふさわしい見識と力量を 持った人を教育委員に選任しなければならない のに、ひょっとしていい加減な選び方をしてい る例はないか。選挙の際お世話になったからと いうことは論外としても、親しい人に箔をつけ てあげたいなどというよこしまな動機が紛れ込 んでいはしないか。万一首長がいい加減な選び 方をしようとしても、議会がしっかりしていれ ばそれを正すことはできる。議会の同意がなけ れば委員を任命できないからだ。では、議会は その同意を与えるに当たり、しっかり吟味して いるか。当人を議会に呼び、教育にかける熱意 と見識を検証するぐらいのことがあって当然だ が、実態は、議会で何の審議もしないまま直ち に同意している。議会は教育委員の『品質管理』 に手抜きをしているとしか思えない」。このよ うな内容が書いてありました。

そこで、市長に質問いたします。

今、私が読み上げた、元総務大臣をされた片山さんの記事なんですけれども、この記事を聞かれて、市長の考え方をまず1点。

そして私の一般質問で、私たちは説明も受けていない中で、前のことですよ、間違った情報

が流れた。真意が伝わっていないと答弁されているんですけれども、その2点をお聞かせください。(発言する者あり)

今のは67号ですね、はい。

- 〇議長(宮迫泰倫) 67号ですね。
- ○市長(尾脇雅弥)北方議員の質問にお答えをいたします。

私もこの分は記事を拝見いたしまして、今お話もいただきましたけれども、全く同意見でございます。そういった認識のもとで今回御提案をしておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。(「2番目」と呼ぶ者あり)

この間もお話をしましたけれども、間違った 情報ということに関しては今お話、この中にも ありましたけれども、今回推薦をされる方がい ろいろ、例えば刑事的な何か問題があるとか、 いろんなそういう話も聞いたりしましたので、 それはそうではございませんでしたので、正し く、これに書いてあるとおりで、垂水市の教育 行政にとって私は最適任として推薦をするわけ でございまして、皆さんは皆さんの議会として の立場の中で判断をしていただくというルール でございますので、そのために十分に周知をし ていただく時間、判断をしていただくというこ とで今回の臨時議会ということでございますの で、そのように御理解いただきたいと思います。 ○議長(宮迫泰倫)ほかに質疑はございませ んか。

○持留良一議員 それでは、私も67について質問をさせていただきたいと思います。

市長もいろいろとこの問題については、今、言われたとおり、いろんな角度から含めて考えてこられたかというふうに今のお話でも思うんですが、また一方では、先ほど北方議員がコラムを読まれたように、私たち自身が、その方の教育行政に対する考え方、いわゆる組織に関する法律の第4条の1項にある、こういう見識が

あるかどうなのかと、非常に今の時点ではわからないし、議会もそのあたりでは、例えば参考 人招致という形でそれを深めると、議論すべき ということがなかったので、私たち自身にも当 然、落ち度はあるかというふうに思います。

そういう中で私が一番、今この時点で市長が 推薦されるに当たってどのような考えだったの かということをちょっとお聞きをしたいという ふうに思います。

そこで、まず基本的な認識として、教育委員の方々が教育に対する態度というのはどうあるべきなのか。一言二言でこれは言えると思うんですよ。どういう態度でなければならないか。それはもう任命の第4条から含めて、組織に関する法律の中でうたわれている最大の眼目だと思います。これが抜けると当然、教育行政というのは大変な問題が出てくると。だから、それを防ぐために4条の2項だとか、また4項、3項含めて、いろそれを防ぐための対策もとられています。そういう中で、市長がどのような、教育に対する態度はどうあるべきなのか、そのことについてまず基本的な認識をお伺いしたいと、それが1点です。

そして2点目は、今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、これらを当然吟味されながら、この問題については厳しく選任をされてきたというふうに思いますが、これらに思いますが、これられてきちっと抵触しないのか。例えば、といてもありに属していても委員になるということで、助うこれは法律で保障されています。しかし、一方では、中立性を保つということで、同一活のの制限と、そういう形で中立性を保とうとの、の制限と、そういう形ですけれども、そのもこの制限と、そういう形ですけれども、そのまず2点についてお伺いしたいと思います。

○市長(尾脇雅弥)教育行政に関しましては、 私の認識としては、この間、教育長の質問にも いろいろありましたけれども、いろんな問題を 垂水市としては抱えておりまして、例えば小学 生の学力の向上の問題でありますとか、中学校 を1つに統合いたしましたけれども、跡地の問題をどうするかとか、また広い意味では、垂水 高校の問題もありますし、子育て環境もひっく るめていろんな要素があると思います。

そういった中で、人口がどんどん減っていく中で、そのことを総合的に勘案をして、どなたが、どういった方が適当かという判断で、基本的なことはもちろんございますけれども、加えまして、情熱を持って一生懸命頑張っていただける方というところで、教育委員としてこの67、68の方々を御推薦をしているということでございます。

それから、いろいろ抵触するのではないかというような御質問でありますけれども、現段階、私どもが調べ得る限りでいろんなケースも想定をして、問題はないという認識の中で推薦をしております。

○持留良一議員 私は、教育に対する基本的な態度というのは公平性だと思うんですよ。公平性がないと、幾ら教育行政に携わっても、さまざまな問題を引き起こす。だから、いろんな法律含めて、公平性を保つ、先ほど言いましたが、中立性をいかに保っていくのかということで厳しくそのあたりを律しているわけなんですよね。だから、市長が話されているのは、その後の教育の内容の問題なんですよね。

だから、基本的態度というのは何なのかと、公平性だと。これが欠けると、やはり子供たちにさまざまな問題、先ほど北方委員がコラムでも述べられましたけれども、やはりさまざまな問題を抱えてしまうという、いわゆる公平性というのがあると思うんですよね。第一がこれだと思います。この点についてはぜひ認識を新た

にしていただきたいというふうに思います。

それと、今、「教育委員会の在り方」ということで文科省がこういう文書を整理をいたしました。そういう中で、活性化に向けた制度のなな革をさまざま、教育委員会もやっているわけ産業に著しい偏りが生じないまうにということに表すが生じない。今までは努力義務?でしたが、では多ましたし、会議の公開、それから改造と、今までは努力表別でしたが、こういうことと、今までは努力表別でした。これは当時で、いろんな改革が求められてきました。

そしてまた新たに、今、地方分権という新たな時代を私たちも迎えているわけなんですけれども、そういう中で、文科省が新たに強く言っているのが、先ほど言いました政治的中立の確保、それから継続性・安定性の確保、そしてこれが一番私も重要だなと思うんですけれども、地域住民の意向の反映と、こんな形でずっとしてきたわけなんですよね。

ところが、やっぱりまだまだ問題は多いということで、文科省はまとめています。「教育委員会に対して指摘されている問題点とその要因」という形で出されています。特に、地域住民にとって教育委員会はどのような影響を持って余りない。がない。地域住民との接点がなまである。今でもはないる。今でもはないる。今でもはないる。なぜかとしている。今であると。なぜかとしている。からと、文科省自体がそういう認識をしている。からと、文科省自体がそういがまだそういるがというと、なぜかなおおんです。それだけやっぱりまだそういるとは、なぜかなおおとに集中し、それだけやっぱりまであるとに集中し、それがいまでも強くないと、そんなことも言われています。その要因として、ここが重要なところだと

思うんですけれども、教育委員の人選、市長や 議会が関心を持たない場合、適材が得られない。 先ほど言いましたようなことなんかの指摘も文 科省自身がされています。また、教育委員が職 務を遂行する上で地域住民と接する機会が少な く、また委員会の広報活動や会議の公開も十分 でないということも言っています。

また、このことが私はやっぱり重要な問題だ と思うんです。先ほど保護者の問題、平成20年 に法律が改正になって、保護者の位置づけも強 くなったんですけれども、教員出身によって占 められ、教員の立場を強くする意識のもとにな っていると、そんなことも文科省が言っている わけなんです。文科省はいろいろ幅広くいろん な、偏らないように人選を行えと言っているん だけれども、なかなかそうなっていない。今回 も教員の出身の方が2人。そういうことも指摘 をされているんですよね。文科省自身がそんな ことを指摘をし、やはりまだまだ改革の必要性 があると、そうなってきたときにどうあるべき なのか。そのことが今回改めて今度の選任に当 たっての問題点として、私は私たち自身が認識 をしなきゃならない重要な点だというふうに思 います。

このような点について、市長自身の考え方、また今回、そういう立場に立っての選任だったのかどうなのか、そのあたりはどのような考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長 (尾脇雅弥) 先ほどいろいろお話をされましたけれども、北方議員がおっしゃった片山さんのこの考え方に私も基本的に同様でございます。そういった中で、この2名の方を推薦をしておりますけれども、考え方はそれぞれございますので、あとは議員の皆様の御判断ということになりますので、そのように考えております。

○持留良一議員 確かに、あとは議員がどう判断するかだというふうに思うんですが、私は先

ほど言いましたとおり、こういう基本的な問題を当然、認識を市長自身はしてなきゃいけない問題だと思うんです、選任に当たって。そういう問題を踏まえて、こんな形で今回選任をしたんだと。ということは、私たちも今後の教育委員会のあり方が見えてくるわけなんですよね。

そういうところが十分でない。ましてや、今 回、さまざまな、以前に私たちのところにもそ の方の問題、また県議会でも取り上げられると いうさまざまな問題もあります。これがいいか どうかは私もわかりません。わかりませんが、 しかし、私たち自身も大変ないろんな形で問題 が提起もされましたし、また私たち自身もそれ に振り回されたという結果もあります。果たし てそういう形で、最初言いましたけれども、公 平な教育の行政で、基本的な立場である公平な 立場で教育行政に臨めるかどうなのか、このこ とがやはり最後は問われてくるというふうに思 うんですよ。先ほど、法律には抵触をされない ということでしたけれども、例えば、じゃ、保 護者、第4項、これはどうなのかということも 含めて、今の2点について再度お聞かせいただ きたいと思います。

○市長(尾脇雅弥)教育委員会の中には保護者代表としての委員もおられますので、そういった意味では問題ないと思います。

繰り返しになりますけれども、人選に関しましては、今申し上げたような御意見いただいた、先ほど申し上げたようなことを基本として、私として、このお2人が適任であるという形で選任をさせていただきましたので、これ以降の判断に関しては議会の皆様の御判断ということになりますので、そのように認識をしております。 〇議長(宮迫泰倫)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 お諮りします。

最初に、議案第67号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」[異議あり]等呼ぶ者あり]

〇議長(宮迫泰倫)御異議がありますので、 この採決は無記名投票で行います。

いましばらくお待ちください。

議場の出入り口を閉じます。

「議場閉鎖〕

○議長(宮迫泰倫) ただいまの出席議員数は、 15名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長 (宮迫泰倫) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

「投票箱点検〕

O議長(宮迫泰倫) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について、可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明ら かでない投票は、否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。よろし くお願いします。

「1番議員から順次投票〕

1 番 川 越 信 男 議員

2 番 堀 内 貴 志 議員

3 番 大薗藤幸議員

4 番 感王寺 耕 造 議員

5 番 池之上 誠 議員

6 番 堀 添 國 尚 議員

7 番 田 平 輝 也 議員

8 番 持 留 良 一 議員

9 番 北 方 貞 明 議員

10番池山節夫議員

11番森正勝議員

13番宮迫泰倫議員

14番徳留邦治議員

15 番 篠 原 靜 則 議員

16番川畑三郎議員

○議長(宮迫泰倫)投票漏れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

〇議長(宮迫泰倫) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人 に田平輝也議員、持留良一議員、北方貞明議員 の3名を指名します。

ただいま指名されました3人の方は、開票の 立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(宮迫泰倫)投票の結果を報告します。投票総数 15票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 7票

反対 8票

以上のとおり、反対が多数です。

よって、議案第67号は否決されました。

次に、議案第68号について、同意することに 御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、議案第68号については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長(宮追泰倫) これをもちまして、平成 24年第2回垂水市議会臨時会を閉会します。 午前11時12分閉会 地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員